

新型コロナワクチン 接種のお知らせ

接種費用
無料
(全額公費)



ワクチン接種までの流れ

1 接種可能な時期を確認する

新型コロナワクチンは、医療従事者等、高齢者、基礎疾患のある方等から順次接種を開始することになっています。木古内町では、今回ご案内する65歳以上の高齢者の方々の接種について、5月からの開始を予定しています。なお、接種日については、ワクチンの供給量や納入時期が決まり次第、随時決定していくこととしています。

※ 高齢者や基礎疾患のある方の範囲は裏面をご覧ください。

2 接種する医療機関を決めて接種申込書を返送する

町内での接種医療機関は「木古内町国民健康保険病院」と「おおえ内科消化器科」の2医療機関です。ワクチン接種を希望する方は、このお知らせに同封した「新型コロナワクチン接種申込書（ハガキ）」に希望する医療機関などの必要事項を記入し、4月19日（月）までに健康管理センターに届くように返送してください。

接種日が決まりましたら、期限までに返送されたハガキの接種申込者の中から、年齢の高い順に、指定した接種日時が入った接種案内を順次郵送します。なお、指定された接種日時の変更を希望する場合は、お電話等で健康管理センターにご連絡ください。

なお、4月19日（月）の期限を過ぎてからも接種申込書（ハガキ）は随時受け付けしますが、準備の都合がありますので、5月10日（月）を最終期限としますので、それまでに健康管理センターに届くように接種申込書（ハガキ）を返送してください。

※ 入院中・入所中の方等を除き、ワクチンは住民票のある市町村（住所地）で受けます。
住所地以外でのワクチン接種については、裏面をご覧ください。

3 指定された日時にワクチン接種を受ける

接種案内が届きましたら、指定された日時に、下記の持ち物を持参して、接種を受けてください。

なお、高齢者にはファイザー社製のワクチンの接種を予定しています。



当日の
持ち物

- ・接種券(このお知らせに同封されています)
- ・予診票(事前に記入をお願いします)
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ・お薬手帳(薬を飲んでいる方)



※ 接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、医療機関にご連絡ください。
※ 肩を出しやすい服装でお越しください。

※ ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります。接種案内が届きましたら、1回目と2回目の接種日時が入っていますので、ご確認ください。

※ 同封された接種券は、2回分の「接種券」や「予防接種済証」が1枚になっています。毎回、切りはなさず台紙ごとお持ちください。（「接種券」は、接種を受けるまで大切に保管してください。）

◎ 高齢者の接種開始

令和3年度中に65歳に達する方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)は、5月からの接種を予定しています。なお、木古内町では高齢者入所施設の従事者については、施設でのクラスター(感染者集団)の発生を防止するため、施設入所者と同時に接種する予定です。

◎ 基礎疾患のある方とは

基礎疾患のある方は、高齢者の次に接種が開始される予定です。基礎疾患のある方とは、次のいずれかにあてはまる方です(令和3年3月18日時点)。

1. 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

- | | |
|--|--|
| 1. 慢性の呼吸器の病気 | 8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている |
| 2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。) | 9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 |
| 3. 慢性の腎臓病 | 10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) |
| 4. 慢性の肝臓病(肝硬変等) | 11. 染色体異常 |
| 5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病
又は他の病気を併発している糖尿病 | 12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) |
| 6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。) | 13. 睡眠時無呼吸症候群 |
| 7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。) | 14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者
保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)
で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持
している場合) |

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

※ BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

※ BMI 30の目安: 身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

◎ 住民票がある場所(住所地)以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 → 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方 → 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地と異なる方 → 実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。実際にお住まいの市町村の相談窓口にお問い合わせください。

◎ ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です

現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医等とご相談の上、ワクチンを受けるかどうかお考えください。

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。ご本人が希望する場合に限り接種を受けることになり、受けない方に対して接種が強要されることや、行動制限が求められることはありません。

また、ファイザー社製のワクチンについては、2回接種することで、新型コロナウイルス感染症の発症予防効果や重症化予防効果の有効性がいずれも90%以上になっているほか、高い感染予防効果もあることがわかってきていますが、このワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。

このようなワクチン接種による効果と同封した「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」に記載のある副反応などのリスクの双方を理解した上で、自らの意思で接種を受けるかどうかを判断してください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

官邸 コロナ ワクチン 検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。



電話相談・お問合せ先

厚生労働省 新型コロナワクチン電話相談窓口 ☎0120-761770(フリーダイヤル)

木古内町健康管理センター 新型コロナワクチン専用電話 ☎01392-2-2250